

通常事業

平成30年度:NPO関連予算総括表

省庁名

国土交通省

平成30年度 NPO関連予算の特徴		まちづくりの推進、観光の振興、中山間地域の振興等に関する事業を中心に引き続き計上。										
連番	事業名	区分	施策・事業概要	30年度予算額 (百万円)	H29年度予算額 (百万円)	補助率 上限額	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	29年度NPOへの 実績	備考
1	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	継続	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を築き、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、既存公共施設等の再編・集約に係る改修に対して支援を行う。	(119の内数)	(150の内数)	【市町村が行う事業】 1/2 [直接補助] 【NPO法人等が行う事業】 1/3 [間接補助]	市町村、NPO法人等	2月に公募	地方公共団体を通じて申請	国土政策局 地方振興課 03-5253-8111 (内線 29542)	-	No.1
2	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	継続	市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、民間まちづくり活動における先進団体が実施するこれから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する「普及啓発事業」や、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定に基づく「社会実験・実証事業等」に対して補助を行う。	(105の内数)	(92の内数)	【普及啓発事業】 定額補助[直接補助] 【社会実験・実証事業等】 (1) 1/2以内[直接補助](※地方公共団体の負担額以内) (2) 1/3以内[間接補助](※地方公共団体の負担額の1/2以内)	【普及啓発事業】 都市再生推進法人、法定協議会、地方公共団体、大学又は民間事業者等(NPOを含む) 【社会実験・実証事業等】 (1)都市再生推進法人又は法定協議会等(NPOを含む) (2)民間事業者等(NPOを含む)※地方公共団体への間接補助	平成30年1月17日～2月7日の期間で公募	【普及啓発事業】 地方整備局等に申請 【社会実験・実証事業等】 地方公共団体を通じて、地方整備局等に申請	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32575)	-	No.2
3	都市再開発支援事業	継続	地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用及びまちづくりNPO等が行う街区整備計画案作成費等に対して補助を行う。	※1	※1	1/3等 [間接補助] (上限額 総事業費50,000千円)	地方公共団体、再開発準備組織、まちづくりNPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32745)	※2	No.3
4	都市再生整備計画事業	継続	市町村が作成した都市再生整備計画に位置付けられたハード事業(道路、公園、地域交流センター等)からソフト事業(まちづくり活動支援等)まで、NPO等が行う事業にも幅広く活用できる交付金を交付する。	※1	※1	補助基本額を2/3とし概ね4割等 [間接補助] (上限額 建築物整備費21億円/1箇所 等)	市町村、NPO等	交付先の各市町村において決定	交付先の各市町村において決定	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763)	※2	No.4
5	都市機能立地支援事業	継続	まちの拠点となるエリアへ医療施設・教育文化施設等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る。 都市機能を整備する民間事業者等(NPOを含む)に対して補助を行う。	(942の内数)	(1,384の内数)	補助基本額を2/3とし補助率1/2等 [直接補助] (上限額 建築物整備費21億円/1箇所 等)	民間事業者等(NPOを含む)	地方公共団体を通じて公募	地方公共団体を通じて申請	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763) 住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655)	-	No.5
6	都市防災総合推進事業	継続	密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する。 国土交通省は、都市防災事業計画に基づいた都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上に資する事業を民間事業者等(NPOを含む)が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	2/3,1/2,1/3以内 [間接補助]	地方公共団体等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 都市安全課 03-5253-8111 (内線 32334)	※2	No.6
7	市民緑地等整備事業	継続	NPO等の緑地保全・緑化推進法人が市民緑地契約に係る緑地又は認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づく緑地、緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8420 (内線 32963)	※2	No.7

8	都市公園事業	継続	市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8954 (内線 32986)	※2	No. 8
9	都市・地域交通戦略推進事業	継続	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しようとする地方公共団体、NPO等に対して支援を行い、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、都市再生機構、NPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 街路交通施設課 03-5253-8111 (内線 32854)	-	No. 9
10	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	継続	河川における身近な水辺での環境学習・自然体験活動の推進を図るため、地域の市民団体、NPO等が中心となって協議会を設置し、活動する場所を登録。 国土交通省及び地方公共団体は、この登録された「子どもの水辺」におけるソフト・ハード面の様々な支援を実施。例えば、協議会に対し、子どもの水辺サポートセンターから資材の貸出、情報提供等を支援。	(782, 102の内数) ※3	(781, 602の内数) ※3		国、地方公共団体	通年	市区町村教育委員会や河川管理者、市民団体等で構成される「子どもの水辺」協議会において、「子どもの水辺」を選定し、「子どもの水辺サポートセンター」へ登録。また、「子どもの水辺」とするため河川整備が必要な場合には、「子どもの水辺」協議会を作成の上、各市区町村長から当該市区町村の存する都道府県知事を通じて国土交通省水管理・国土保全局長に対して申請書を提出。	水管理・国土保全局 河川環境課 (内線 35433) 各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	-	No. 10
11	自然再生事業	継続	国土交通省及び地方公共団体は、湿地・干潟の再生等の河川における良好な自然環境を保全・復元する自然再生事業を市民団体、NPO等との協働により推進する。	(782, 102の内数) ※3	(781, 602の内数) ※3		国、地方公共団体	通年	右記問い合わせ先に直接連絡	水管理・国土保全局 河川環境課 (内線 35445) 各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	-	No. 11
12	河川協力団体制度	継続	自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。 また、NPO等が河川協力団体に指定されることで、河川管理者が必要と認める場合には、河川法第99条に基づく委託を受けることも可能となる。	(782, 102の内数) ※3	(781, 602の内数) ※3		国、地方公共団体	各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)において決定。	各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)に対して申請書を提出。	水管理・国土保全局 河川環境課 (内線 35433) 各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	-	No. 12
13	マンション管理適正化・再生推進事業	継続	国土交通省は、マンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図るため、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組みに要する費用に対して補助を行う。	(90の内数)	(99の内数)	10/10 (定額補助) [直接補助] (上限額 1事業主体あたり1,000万円)	マンション管理組合の活動を支援する法人等	検討中	国土交通省HPにて手続きを公表し、市街地建築課マンション政策室にて受付	住宅局 市街地建築課 マンション政策室 03-5253-8111 (内線 39684)	NPOへの補助：2件	No. 13
14	基本計画等作成等事業	継続	国土交通省は、市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る事業に対し補助を行う地方公共団体に対して補助を行う。 地方公共団体は基本計画等作成等事業を行う、市町村協議会等(NPO法人を含む場合がある)に対して補助を行う。	※1	※1	1/3 [間接補助]	地方公共団体、協議会組織、再開発準備組織等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655)	※2	No. 14
15	住宅市街地総合整備事業	継続	国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等(NPOを含む場合がある)の運営・活動(勉強会、資料収集等)、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に対し補助を行う地方公共団体等に対して補助を行う。 地方公共団体等は民間事業者等(NPOを含む)が行う上記事業に対して補助を行う。	(41, 446の内数) ※1	(38, 379の内数) ※1	1/2、1/3等 [間接補助] (上限額 年12,360千円/地区等)	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局 市街地住宅整備室 03-5253-8111 (内線 39677)	※2	No. 15

16	重層的住宅セーフティネット構築支援事業（居住支援協議会等活動支援事業等）	継続	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化の取組みを支援する。	(650の内数)	(450の内数)	10/10 (定額補助) [直接補助]	民間事業者、NPO法人等	4月から公募開始	国土交通省HPにて手続きを公表し、安心居住推進課にて受付	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39864)	NPOが構成員となっている居住支援協議会等への補助： H29年度：26件	No. 16
17	スマートウェルネス住宅等推進事業	継続	子育て世帯、高齢者世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組み及び住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修に対する支援を実施する。	(30,500の内数)	(32,000の内数)	1/10,1/3等 [直接補助] (上限額 90万円/戸,180万円/戸等)	民間事業者、NPO法人等	補助事業者において公募を実施	補助事業者において募集を実施	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39856)	NPOへの補助： H29年度：0件 (H30.1時点)	No. 17
18	海辺の環境教育の推進	継続	市民による港の良好な自然環境の利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会を充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の機会の提供を行う。	(232,754の内数) ※4	(260,048(うち補正27,991)の内数) ※4		国、地方公共団体等	通年	地方整備局等に対して連絡	港湾局 海洋・環境課 03-5253-8111 (内線 46652)		No. 18
19	広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業	新規	訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行う。	(1,848の内数)	-	定額(調査・計画策定)事業費の1/2(潜在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション)※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3 (上限額は検討中)	事業計画に位置づけられた事業の実施主体(訪日外国人旅行者のニーズに応える取組を行う DMOその他民間事業者、地方公共団体)	対象となり得るDMO等に対して、申請に係る説明会を1月～2月に実施済み。	地方運輸局を通じて申請	観光庁 観光地域振興課 03-5253-8111 (内線 27734)		No. 19
20	観光地域ブランド確立支援事業	終了	国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、国土交通省は、地域の取組段階に応じ、地域のマネジメントを中心に担う民間団体等が行う地域独自の「ブランド」の確立を通じた滞在交流型観光の推進に向けた取組を支援する。	-	(201の内数)	① 観光地域ブランド確立基盤づくり支援10/10(定額補助(上限額500万円)) ② 観光地域ブランド確立支援2/5 [直接補助]	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び潜在の促進に関する法律及び観光圏の整備による観光旅客の来訪及び潜在の促進に関する基本方針に基づき作成され、同法第8条第3項の認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている観光地域づくりプラットフォームである法人(NPO含む)	-	-	観光庁 観光地域振興課 03-5253-8111 (内線 27717)	-	平成30年度新規事業の「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」へ統合

※1 社会資本総合整備事業(平成30年度20,003億円、平成29年度19,997億円)の内数。

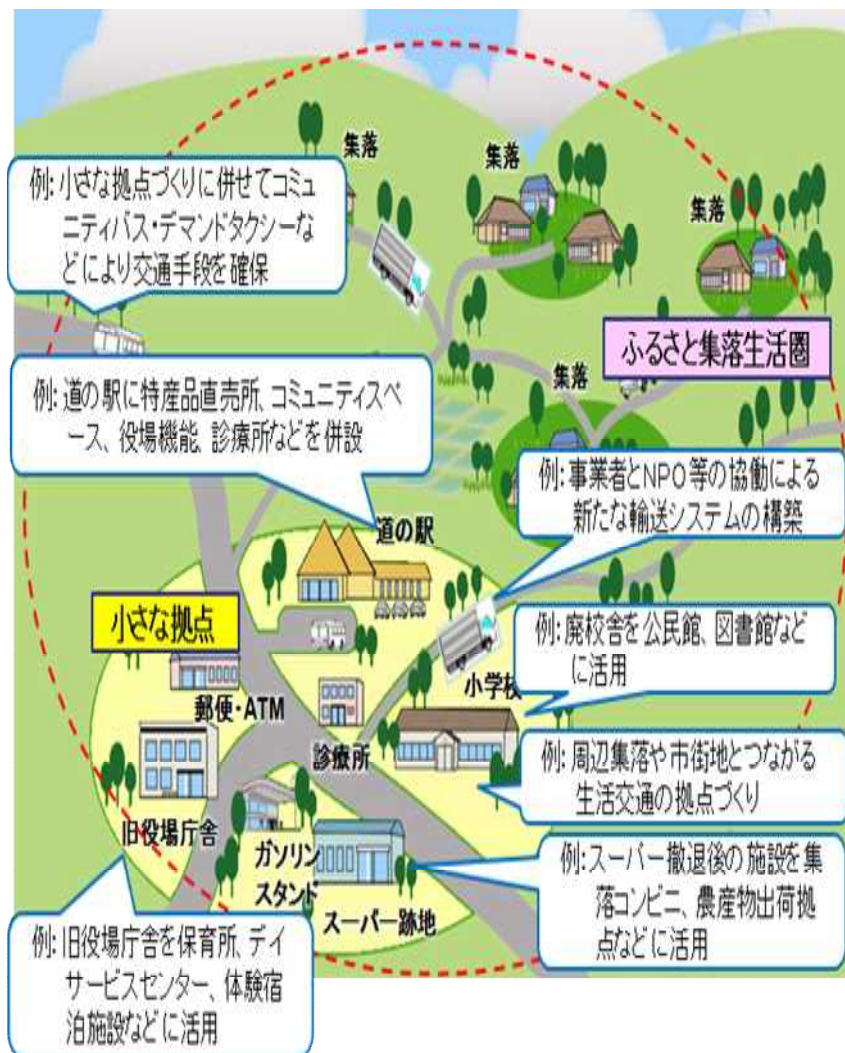
※2 地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を受けていない。

※3 地方公共団体等では、この予算の他、社会資本総合整備事業(平成30年度20,003億円、平成29年度19,997億円)の内数での事業実施もある。

※4 地方公共団体等では、この予算の他、社会資本総合整備事業(平成30年度20,003億円、平成29年度22,404億円(うち補正2,407億円))の内数での事業実施もある。

「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。



補助制度の概要

- 対象地域
過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体
市町村、NPO法人等（間接補助）
- 補助率
市町村が実施主体：1/2
NPO法人等が実施主体：1/3
- 対象事業
 - ① 既存公共施設の再編・集約を図る事業
 - ② ①の事業と併せて、「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持・再生に必要な機能（生活圏必須機能）を有する施設の整備を図る事業
 - ③ 生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業（当該生活圏において再編・集約を図る既存公共施設が存在しない場合に限る。）等

「小さな拠点」：日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

民間まちづくり活動促進・普及啓発事業

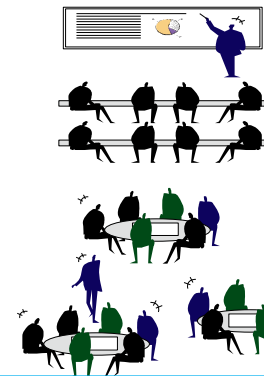
先進団体が実施する、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する。これにより、民間まちづくり活動を広めるとともに、地域活力の向上等を図る。

普及啓発事業

■ 先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に水平展開する普及啓発事業

- i) 都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営
- ii) i) と連携しつつ、優れたまちづくり活動の普及啓発

【定額補助】 都市再生推進法人、景観協議会、市町村都市再生協議会、地方公共団体、大学又は民間事業者等（これらを構成員とするJVも含む。）



<オリエンテーション&座学>
基礎的知識をチーム合同で習得

<現地スタディ/ワークショップ>
地元関係者を巻き込んだWS形式による現地スタディを集中的に行い、事業実現に向けた実践的なノウハウを習得

社会実験・実証事業等

■ 都市利便増進協定、歩行者経路協定、又は低未利用土地利用促進協定に基づく施設の整備・活用

- ・協定に基づく広場、駐輪場、街路樹、街灯などの整備や通路舗装の高質化 等

社会実験、実証実験等の実施
(広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施 等)

【直接補助】 都市再生推進法人
補助率： 1/2以内(かつ、地方公共団体負担額以内)

■ まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等

- ・空き地・空き店舗等の活用促進
- ・地域の快適性・利便性の維持向上
- ・地域のPR・広報 等

【直接補助】 都市再生推進法人、景観協議会、市町村都市再生協議会、
補助率： 1/2以内
(かつ、地方公共団体負担額以内)

【間接補助】 民間事業者等
補助率： 1/3以内
(かつ、地方公共団体負担額の1/2以内)

■ 地方再生コンパクトシティ(仮称)のモデル都市において都市再生整備計画等に位置づけられた官民連携事業

- ・官民連携組織の立ち上げ
- ・市場調査、データ分析、基礎的調査
- ・公共空間等に係る軽微な整備、改修 等

社会実験、実証実験等の実施
(オープンカフェ、コミュニティサイクル等)

【直接補助】 民間事業者等 (ただし、地方公共団体の出資等が過半を占めない団体に限る)
補助率： 1/2以内
(かつ、地方公共団体負担額以内)



オープンカフェ等の施設の整備等によるまちの賑わい、交流の場の創出(イメージ)

地域の拠点となる中心市街地の商業地等の活性化を図る観点から、総合的な整備計画に基づき、市街地再開発事業など各種の事業により市街地の再開発を促進するため、ソフト・ハードの取り組みをパッケージで総合的に支援する事業。

(1) 対象地域

- 鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内(いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすものに限る。)
- 重点密集市街地等
 - ・ 重点密集市街地 及びその周辺区域(*)
 - ・ 防災再開発促進地区 及びその周辺区域(*)
- 都市再生緊急整備地域等
 - ・ 都市再生緊急整備地域
 - ・ 再開発促進地区

(*) 丁町目境から概ね500mの範囲内

<都市再開発支援事業活用のイメージ>



注) 実際の検討状況を示すものではありません。

(2) 交付対象事業等

地区再生計画の策定

事業内容: 地域の拠点となる地区の整備方針等の策定
 補助対象: 地方公共団体 【国1/3】
 但し、既成市街地の新たな更新手法※に係る方針を含む場合は【国1/2】に嵩上げ

街区整備計画の策定

事業内容: 地区再生計画区域内での街区の整備方針等の策定
 補助対象: 地方公共団体 【国1/3】
 但し、既成市街地の新たな更新手法※に係る方針を含む場合は【国1/2】に嵩上げ
 再開発準備組織、再開発会社等【国1/3、地方1/3】

ハード支援

事業内容: 都市機能増進施設の導入を伴う老朽建築物の建替事業
 補助対象: 地方公共団体 【国1/3】
 但し、認定再開発事業等に要する費用(土地整備を上限)

コーディネイト業務

計画コーディネイト業務

事業内容: まちづくり活動支援・住民意見の調整等
 補助対象: 地方公共団体 【国1/3】
 但し、既成市街地の新たな更新手法※に係る方針を含む場合は【国1/2】に嵩上げ
 再開発準備組織、再開発会社等【国1/3、地方1/3】

事業コーディネイト業務

事業内容: 施設詳細設計・計画、保留床価格設定に関する調整
 補助対象: 保留床管理法人 【国1/3、地方1/3】

※既成市街地の新たな更新手法

- ・ 重点密集市街地等における公的不動産等を種地として活用した連鎖型再開発事業
- ・ 都市再生緊急整備地域等における大街区化による土地の有効高度利用事業
- ・ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域内において誘導施設の導入を図る再開発事業

都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)の概要

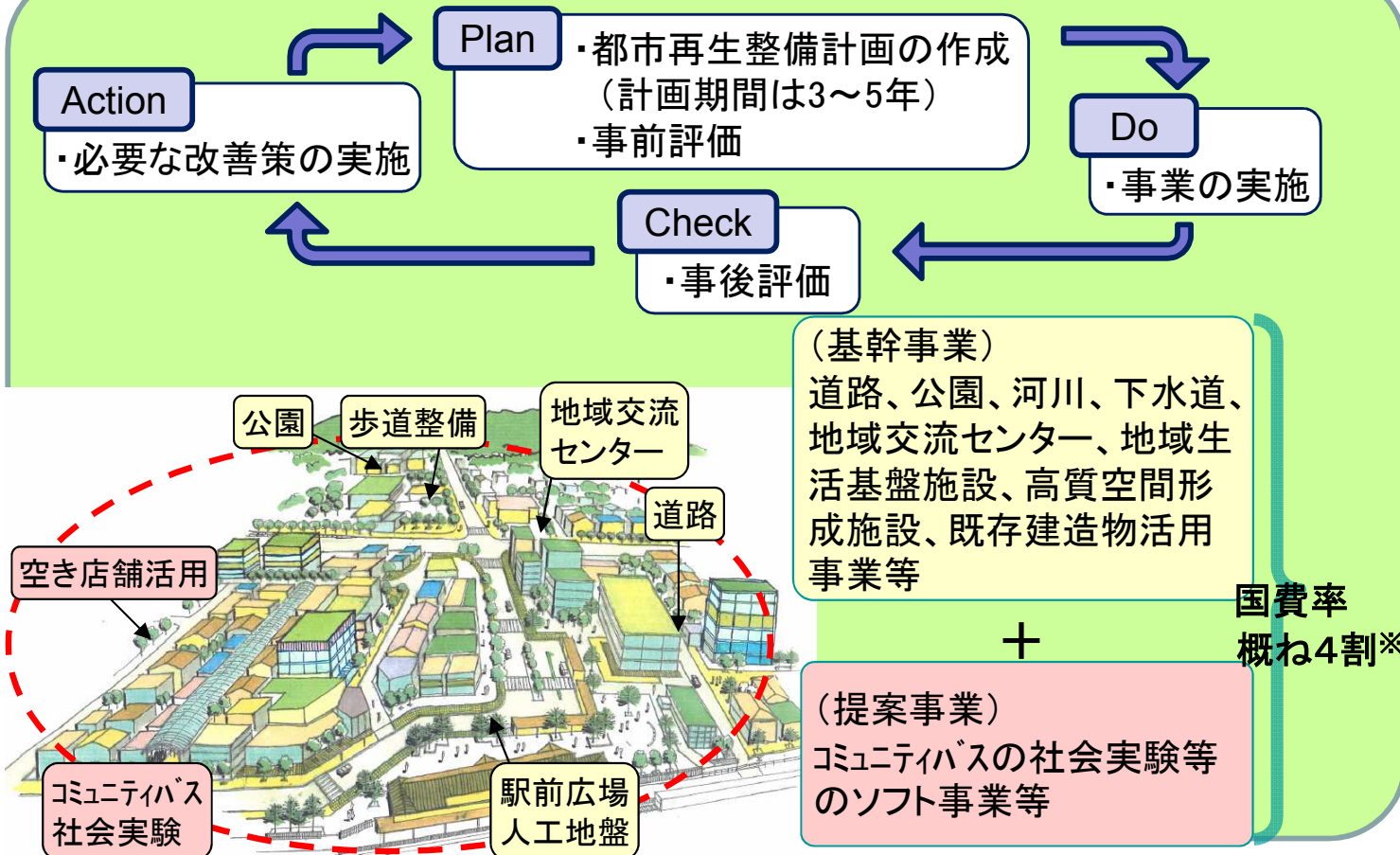
制度創設経緯等

- ・国の喫緊の課題である全国都市再生を推進するため、平成16年に都市再生特別措置法を改正し、地域の課題、実情に対応できる総合性、自由度の高いまちづくり交付金制度として創設。
- ・社会資本整備総合交付金において、「都市再生整備計画事業」として基幹事業に位置づけられている。

制度目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)



対象区域

- 立地適正化計画を作成している場合
- ・居住誘導区域内
- 立地適正化計画を作成していない場合
- ・市街化区域又は非線引き用途地域内
- ※平成31年度以降
- 鉄道駅等から半径1kmの範囲内
- 又は
- バスの停留所等から半径500mの範囲内の区域
- (ピーク時運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る)
- 歴史的風致維持向上計画、観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がない区域

※ 立地適正化計画関連等の国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を45%(通常40%)として重点的に支援。

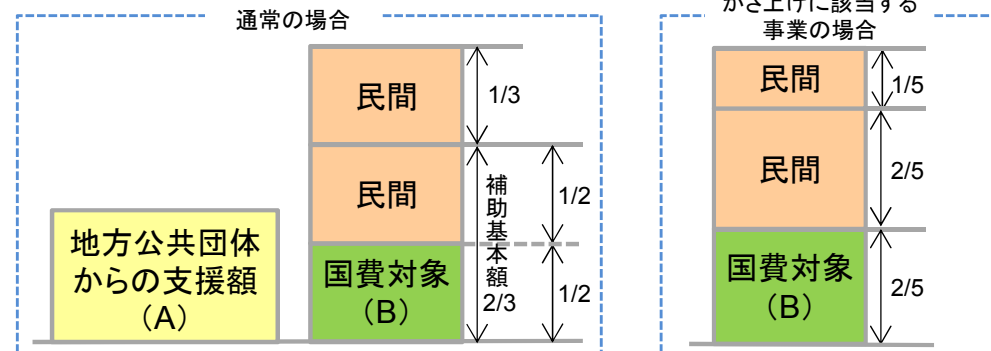
都市機能立地支援事業

○地方公共団体からの支援として、民間事業者に対する**公有地等賃料の減免**や**固定資産税等の減免**等を実施。

○生活に必要な**都市機能(医療・社会福祉・教育文化)**を都市機能誘導区域内へ誘導するため、都市機能整備を実施する**民間事業者**に対し、**国から直接支援**。(補助率1/2)

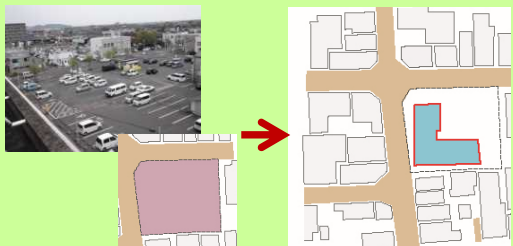
○「①低・未利用地の活用」「②複数の敷地の集約・整序」「③既存ストックの活用」「④都市機能の複合整備」を行う事業については、交付対象事業費のかさ上げを行い、**民間負担を軽減**。

○国からの支援のイメージ



- ・(A)と(B)のいずれか低い額が国からの支援額となる。
- ・補助対象事業費に算入できる専有部整備費は23%相当に限る。
- ・一定の要件に該当する場合、補助基本額(設計費・賃借料以外)のかさ上げにより、民間事業者負担を軽減可能。

①**低・未利用地を活用**し、土地を有効利用することにより、生活に必要な都市機能を整備

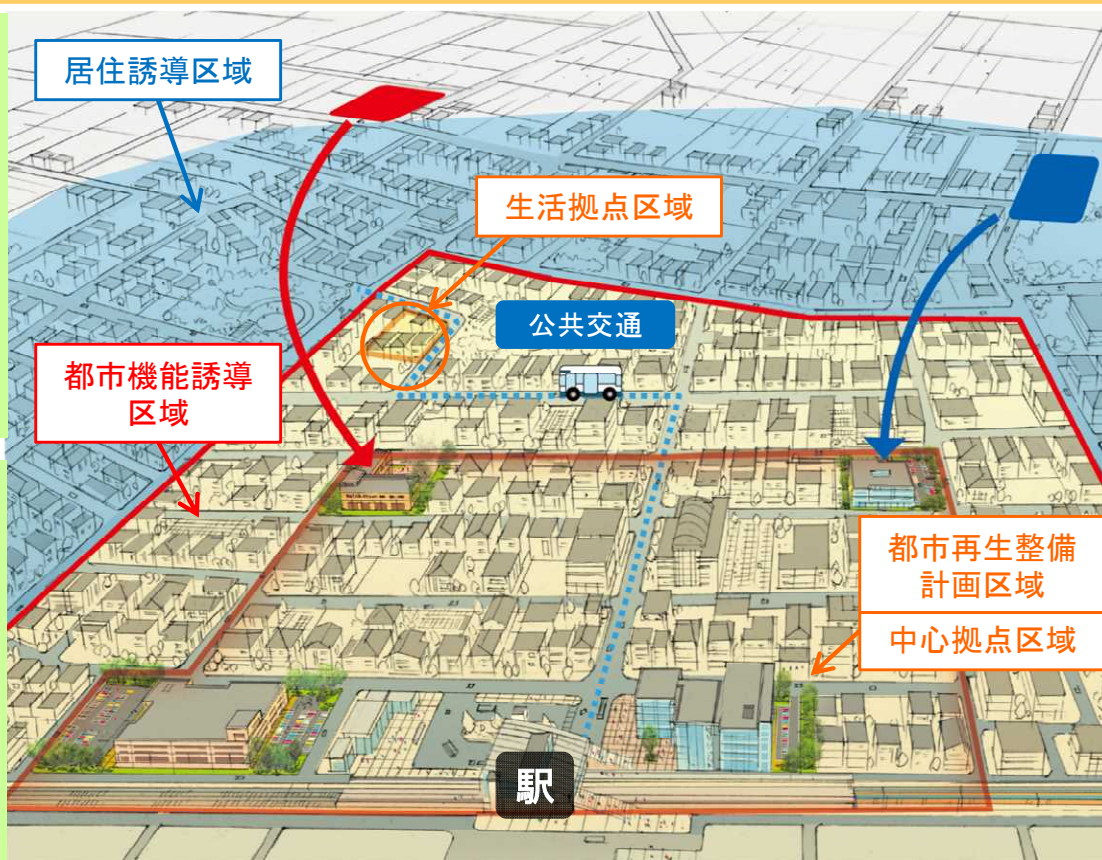


まちなかに低・未利用地が存在
低・未利用地を活用し、教育施設を整備

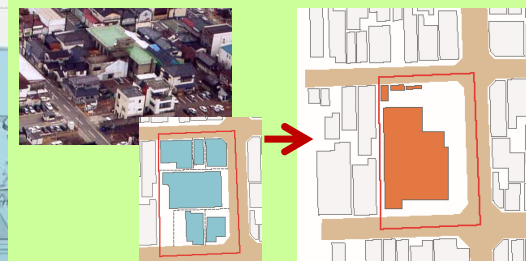
③**既存ストックの有効活用**を図るため、コンバージョンにより、生活に必要な都市機能を整備



核テナントが撤退し、空きフロアが存在
既存ストックを活用し、子育て支援施設や社会福祉施設等を整備



②**複数の敷地の集約・整序**を行い、土地を有効利用し、生活に必要な都市機能を整備



細分化された敷地に建築物が立地
敷地を集約し、医療施設を整備

④中心拠点の核の形成に向けて、生活に必要な都市機能を**複合整備**



民間事業者が病院と看護学校を複合整備し、都市機能を確保

避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体： 市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	交付率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設(道路、公園等(防災ベンチ等を含む)) ・防災まちづくり拠点施設(津波避難タワー、防災備蓄倉庫等)	1/2 1/3※1 2/3※2
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	1/2 1/3※1
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1/3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・防災まちづくり拠点施設 ・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/2 1/3※3

- ※1： 地区公共施設等整備に関する用地費等については交付率1/3
 ※2： 南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については交付率2/3
 ※3： 高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設については交付率1/3

○ 地区要件等

施行地区	<事業メニュー①~④> 以下のいずれかに該当し、都市防災に関する計画(地域防災計画など)を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区 ・三大都市圏の既成市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4 ・指定市 ・道府県庁所在の市 ・DID地区 <事業メニュー⑤> ・重点密集市街地 <事業メニュー⑥> ・激甚災害による被災地
交付対象	測量試験費、実施設計費、工事費 等

※4： 地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、又は地震予知観測強化地域、特定観測地域



津波避難タワー



備蓄倉庫



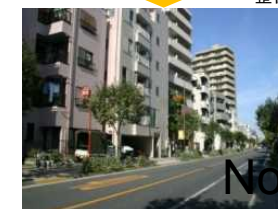
整備前



避難場所に向かう避難通路(階段)



避難場所となる公園



沿道建築物の不燃化 整備後

市民緑地等整備事業

制度の概要

○地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が、市民緑地契約や、特別緑地保全地区等の土地に係る管理協定等に基づき行う施設整備で、10年以上の期間に渡って公開が継続するものについて支援

【対象都市】

緑の基本計画又は景観計画が策定済み若しくは策定中で、かつ以下の1)～4)のいずれかの都市

- 1) 特別緑地保全地区の指定等により緑の保全・創出を積極的に行っている都市
- 2) 居住誘導区域等を指定した都市
- 3) 人口10万人以上の都市
- 4) 三大都市圏の政策区域(首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯等)に含まれる都市

【対象事業】

- ① 地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が市民緑地契約に基づき行う施設整備
- ② 地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき行う施設整備
- ③ 緑地保全・緑化推進法人が市町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき行う施設整備 等

※③については、要件について現在調整中

【面積要件】

原則2ha以上(周辺の都市公園と一体となって2ha以上となるものを含む。)であること。ただし、以下の場合を除く。

- 1) 地域防災計画において避難地として位置付けられるなど、防災上の位置付けがあるものについては1ha以上
(重点都市における事業は、0.25ha以上)
- 2) 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域におけるものは、0.05ha以上
- 3) 緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域におけるものについては、0.05ha以上

【交付対象施設】

園路・広場、修景施設、休憩所、門、さく、照明施設 等

【総事業費】

緑地の開設に必要な全体事業費が2億円以上(用地取得を行う場合の想定事業費及び緑地保全・緑化推進法人による施設整備費を見込むことができる) ※対象都市1)及び2)を除く

【国費率】

地方公共団体:1/2(直接補助)、緑地保全・緑化推進法人:1/3(間接補助)



認定市民緑地の整備イメージ No.7

地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援する。



復元された金沢城公園の河北門

○補助対象者

- ・ 地方公共団体（歴史まちづくり法第25条に基づき公園施設の整備を行う認定市町村、及び公園管理者の許可を受けて都市公園内に施設整備する公園管理者以外の地方公共団体を含む）【直接補助】
- ・ 公園管理者の許可を受けて都市公園内に施設整備する歴史的風致維持向上支援法人【間接補助】

○交付率

- 【直接補助】施設 1 / 2、用地 1 / 3
- 【間接補助】地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の 1 / 2 又は、当該施設の整備に要する全体費用の 1 / 3 のいずれか低い額

■古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものが補助対象となる

（歴史まちづくり法第5条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に同法第5条第2項第3号口に掲げる事項としてその新設又は改築が定められたものに限る。）

都市・地域交通戦略推進事業

目的：人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に広がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型のコンパクトシティへの展開を図る。

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者：地方公共団体 等
- 補助率：1/3（立地適正化計画に位置付けられた事業1/2）



路面電車・バス等の公共交通の施設（車両を除く）



自由通路



ペDESTリアンデッキ



自転車駐車場



交通結節点整備



駐車場(P&R等)



バリアフリー交通施設



荷捌き駐車場



民間施設と一体となった待合所



交通まちづくり活動の推進

「子どもの水辺」再発見プロジェクト

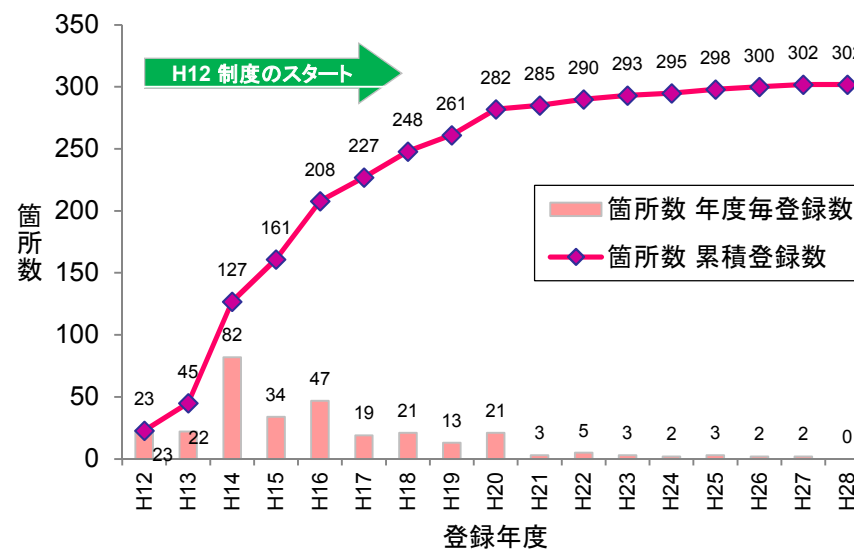
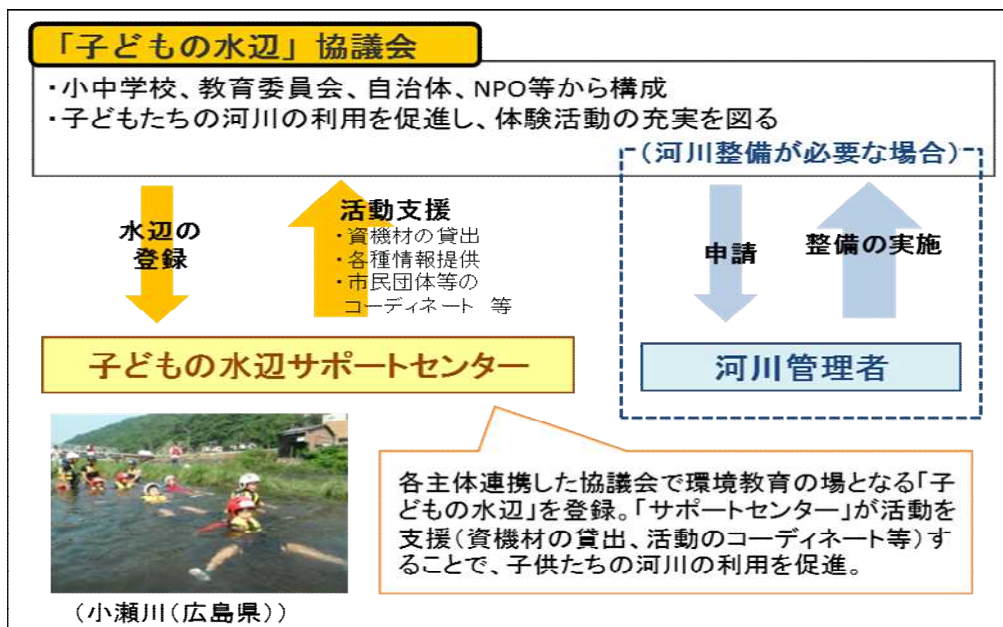
文部科学省・国土交通省・環境省連携プロジェクト

H11年度創設

- 地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって、子どもの水辺協議会を設置。
- 「子どもの水辺サポートセンター」が活動を支援(資機材の貸出, 活動のコーディネート等)。
- 必要に応じて「水辺の楽校プロジェクト」により施設整備を実施。
- 平成28年度末現在、全国で302箇所が登録されている。



「子どもの水辺」での活動の様子(漁川(北海道))



NPOや住民団体と連携した自然再生の取組み(自然再生事業)

NPO、地域の住民団体、関係行政機関等が連携、協力して、地域における自然の再生を目的に、湿地・干潟の再生や、水辺の再生など自然再生を推進している。

- 実施事例
- ・円山川(兵庫県).....コウノトリと共生できる環境の復元
 - ・国府川・天王川(新潟県)....湿地の創出、河川の自然再生(トキの生息環境の復元)

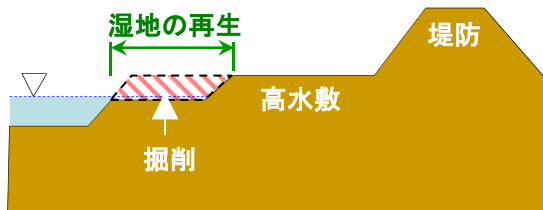
- ・NPOや地域住民の参画により、現地の状況が的確に把握され事業実施に反映されている。
- ・また、自然再生がより多くの住民の協力により進められている。

円山川の事例

- 円山川は昭和30年頃まで、コウノトリが多数生息する河川。
- 周辺の開発、農薬の影響等により、コウノトリは絶滅。(日本で最後の野生生息地となった)

河川管理者の取組

- 採餌環境となる水深が浅い湿地帯を再生
- 河川の連続性の確保



コウノトリ野生復帰推進連絡協議会

- コウノトリの採餌環境の創出
- ・河川管理者・・川の掘削を行う際に水深が浅い湿地帯の創出、河川の連続性の確保等
 - ・地域住民・・無農薬農業の実施等

NPOとの連携

- 自然再生の計画段階から協議会にメンバーとして参画。
- 治水工事における環境への配慮事項について助言。
- モニタリング調査への助言や現地調査を市民も参加して協同で実施。

地元農家等の取組

- 地元では、極力、農薬を使わない営農を実施。コウノトリの餌となる小魚やドジョウ等の生息環境を確保。

コウノトリの野生復帰



写真提供:兵庫県立コウノトリの郷公園



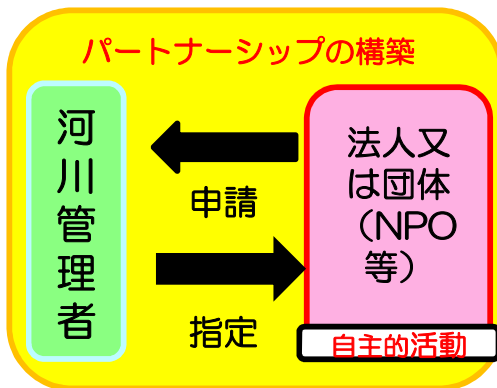
環境負荷の小さいアイガモ農法の実施

河川協力団体の活用について

河川協力団体制度の創設

(平成25年7月11日施行)

- ◆ 河川協力団体制度とは、河川管理者と自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等とがパートナーシップを結ぶものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③河川の管理に関する調査研究
- ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤上記に附帯する活動



河川敷清掃



船による監視



外来種調査



安全利用講習

■河川協力団体に指定されることによる、許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなる。

《河川法の許可等》

- ・工事等の実施の承認(河川法第20条)
- ・土地の占用の許可(河川法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の採取の許可(河川法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(河川法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(河川法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(河川法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

■河川法第99条に基づく河川管理施設の維持等の委託先として、河川協力団体及び一般社団法人、一般財団法人を追加

河川管理者が必要と認める場合には、河川協力団体等の団体が河川管理施設の維持等の委託を受けることが可能となる。

《河川法第99条の委託の事例》

- ・外来水草の除去
- ・河川の安全利用に関する啓発活動

■河川協力団体指定状況(平成29年3月17日現在)

- ・全国の河川協力団体の指定数は、248団体。
国管理河川; 243団体
県管理河川; 5団体(徳島県、栃木県、東京都、三重県)

- ・指定を受けた団体は、河川敷の清掃、ビオトープの整備、魚道の設置等を行っており、今後も河川の維持、河川環境の保全等に関する様々な活動が期待されます。

マンション管理適正化・再生推進事業

1. 目的

マンションにおける課題の解決に向けた合意形成等の成功事例の蓄積を通じ、今後増大することが予想されている老朽化したマンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図る。

2. 事業概要

- (1) 事業内容 マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けた管理組合の活動を後押しする取組を支援
- ① マンションの新たな維持管理の適正化・再生促進
 - ② 老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備
- (2) 事業主体 マンション管理組合の活動を支援する法人等
- (3) 補助率 定額補助
- (4) 限度額 1事業主体あたり1,000万円/年（②については2,000万円/年）
- (5) 事業期間 平成28年度～平成30年度

3. 平成30年度予算額（国費） 90,000千円

<基本計画等作成等事業>

1. 目的

市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る。

2. 制度の概要

(1) 基本計画及び推進計画

- 基本計画：市街地再開発事業の事業化が見込まれる区域において、都市計画、施設建築物・敷地等の計画、資金計画等について検討を行う。
- 推進計画：所有者等の2/3以上が加入する再開発準備組織が結成されているものについて、組合定款等の検討、事業の計画内容、権利調整の詳細の検討等を行う。
- 国費率：1/3

(2) 市街地総合再生計画

○対象地区

土地の合理的かつ健全な高度利用又は市街地環境の整備が必要な既成市街地のうち、地区面積が概ね1ha以上であり、再開発事業の実施が確実な区域の面積が概ね5,000㎡以上であるもの、かつ以下のいずれかの対象地域に該当するもの。

対象地域	対象地域の定義等
鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内	いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすものに限る。
重点密集市街地等	<ul style="list-style-type: none"> ○重点密集市街地 及びその周辺区域(*) ・住生活基本計画（平成23年3月閣議決定）において「地震時等に著しく危険な密集市街地」として位置付けられた区域をいう。 (*)丁町目境から概ね500mの範囲内 ○防災再開発促進地区 及びその周辺区域(*) ・密集市街地整備法第3条第1項に基づき、都市計画に定める「防災街区整備方針」において「防災上特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として位置付ける地区をいう。 (*)丁町目境から概ね500mの範囲内
都市再生緊急整備地域等	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生緊急整備地域 ・都市再生特別措置法第2条第3項に規定する、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、国が政令で定める地域をいう。 ○再開発促進地区 ・都市再開発法第2条の3第1項に基づき、都市計画に定める「都市再開発方針」において「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として位置付ける地区をいう。（同条第1項第2号及び第2項に規定。）

○事業内容等

ア) 市街地総合再生計画の策定

現況調査、地区整備の基本方針、再開発が必要な地区及び整備手法の選定等の検討を実施。

・国費率：1/3

ただし、以下の方針を含む場合は1/2

- ・重点密集市街地等における公的不動産等を種地として活用した連鎖型再開発事業に係る方針
- ・都市再生緊急整備地域等における大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針

イ) 市街地総合再生計画に基づく事業の実施

- a 市街地再開発事業：地域要件適合、施行面積要件5,000㎡→1,000㎡
- b 優良建築物等整備事業：地域要件適合、施行面積要件1,000㎡→500㎡
- c 市街地総合再生施設整備：公開空地、立体的遊歩道、駐車場、住宅等の整備

・国費率：1/3

(3) コーディネート業務

○業務内容

ア) 計画コーディネート業務

・まちづくり活動支援事業

まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓蒙、人材育成並びに住民の意見の調整

・計画立案・調整業務

土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の検討並びに関係機関等との調整

イ) 事業コーディネート

保留床管理法人が施設建築物工事着工までの間に行う施設詳細設計・計画に関する調整及び保留床価格算定に関する調整

○国費率：1/3

ただし、以下の方針を含む計画コーディネート業務（地方公共団体が実施する場合に限る。）については1/2

- ・重点密集市街地等における公的不動産等を種地として活用した連鎖型再開発事業に係る方針
- ・都市再生緊急整備地域等における大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針

(4) まちなみデザイン推進事業（まちなみ形成の推進）

○対象地区

市街地再開発事業等市街地における建築活動等の適切な誘導を図ることにより、良好なまちなみの形成を促進すべき地区

○事業内容等

地区内地権者等からなる協議会組織による良好なまちなみ形成の推進方策等の検討

・国費率：1/3

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の概要

○密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
- ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上



地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備

コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）

（交付率：1/2、1/3）

老朽建築物等の除却・建替え

老朽建築物、空き家等の除却

買収費、除却工事費、通損補償等

（交付率：1/2、1/3、2/5）

沿道建築物の不燃化

延焼遮断帯形成事業

一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等（交付率：1/3）

共同・協調化建替

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等（交付率：1/3）

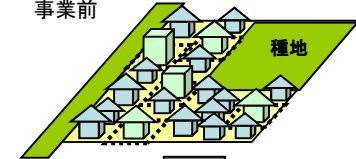
防災建替え・認定建替えにより個別の建替を助成（戸建住宅にも助成）

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等（交付率：1/3）



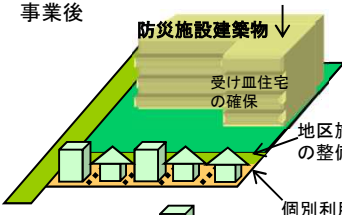
防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う事業前



権利変換方式
（除却、移転についての強制力の付与）

共同化による防災性の向上
（耐火又は準耐火建築物）



事業後
防災施設建築物
受け皿住宅の確保
地区施設の整備
個別利用区
— 除却 — 土地への権利変換
調査設計計画（権利変換計画作成を含む）
土地整備、共同施設整備（交付率：1/3）

事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用買賃住宅整備等（交付率：1/3、1/2、2/3）

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）の概要

○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

拠点開発型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的开发を行う区域を含む

街なか居住再生型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）



空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



（交付率：1/3）

良質な住宅の供給

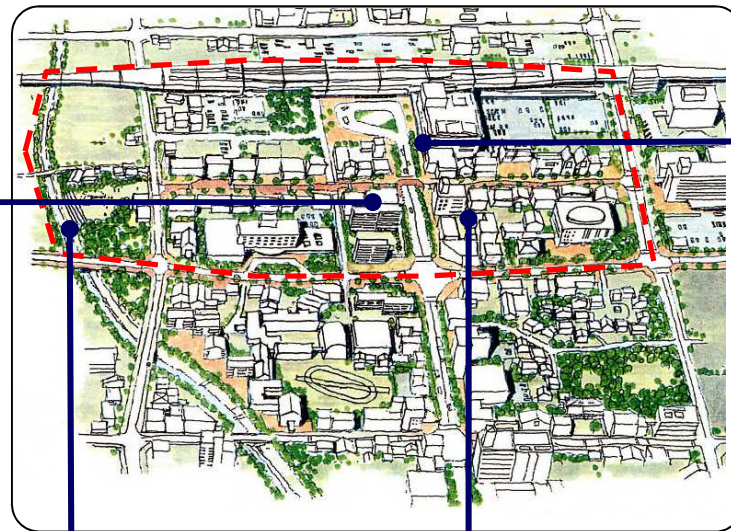
拠点開発地区における良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

（交付率：1/3）



事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）

重層的住宅セーフティネット構築支援事業（居住支援協議会等活動支援事業）

目的

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅（新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向けの住宅等）への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等を支援する。

概要

居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅（新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向けの住宅等）への入居円滑化の取組み等への支援

【事業内容】

- ①住宅等の情報の登録・更新業務
- ②要配慮者向けの住宅相談業務（マッチング業務）
- ③要配慮者のニーズ等を把握するための業務
- ④要配慮者の入居円滑化に向けたその他取組業務
- ⑤新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及等に係る取組

居住支援協議会の概要

（1）構成

- ・地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
- ・宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
- ・居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等により構成

（2）設立状況

- ・69協議会（全都道府県・22区市町）が設立（H30.1末時点）

居住支援法人の概要

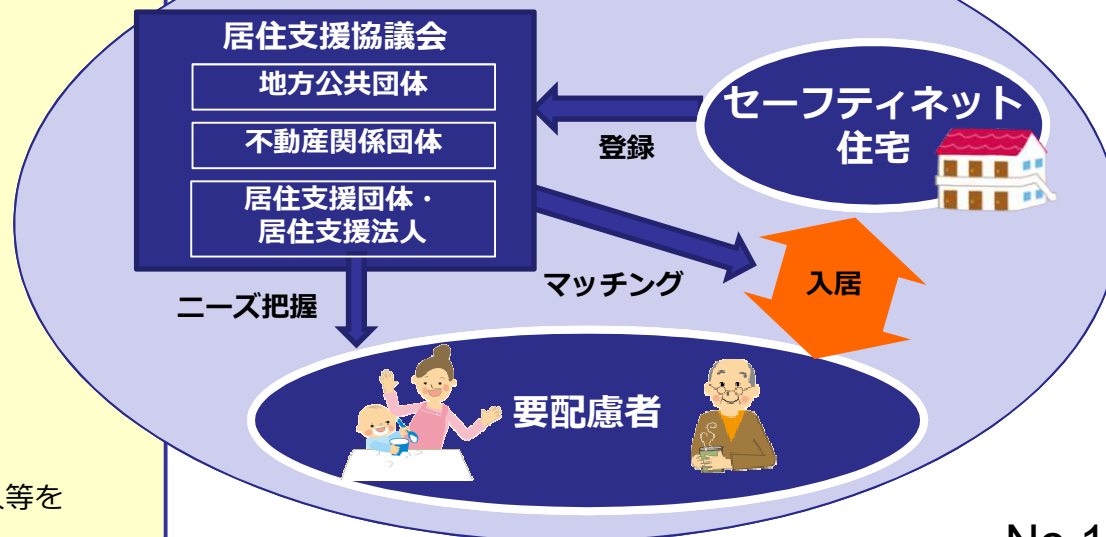
居住支援サービスを提供するNPOや社会福祉法人等を地方公共団体が指定するもの

国土交通省

・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化のための活動への支援

- 住宅等の情報の登録・更新
→ホームページ等での公開、積極的な情報発信等
- 要配慮者向けの住宅相談業務
→住宅相談事業の実施等
- 要配慮者のニーズ等を把握するための業務
- 要配慮者の入居円滑化に向けたその他取組業務 他

居住支援協議会による体制の整備



- 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、**サービス付き高齢者向け住宅の整備**、高齢者生活支援施設や子育て支援施設等の**福祉施設の整備**、**先導的な取組**及び**住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費**を支援。
- 平成30年度は、サービス付き高齢者向け住宅の整備について、**既存ストックを改修して整備するサービス付き高齢者向け住宅への支援の拡充等**を行うこととしている。

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

- **サービス付き高齢者向け住宅**の供給の加速や多様な居住ニーズに応じた整備の推進を図るため、**整備費**に対して**支援**を実施

【住宅】

新築 1/10（上限 90・120・135万円/戸※）
改修 1/3（上限 180万円/戸 等）※床面積等に応じて設定

【高齢者生活支援施設※】

新築 1/10（上限1,000万円/施設 等）
改修 1/3（上限1,000万円/施設 等）

※新築の場合は、介護関連施設（デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所 等）、病院、診療所、訪問看護事業所を補助対象外とする。（平成30年度までに着手する事業は補助対象。）

② スマートウェルネス拠点整備事業

- 住宅団地等における**福祉施設**の整備促進のため、**整備費**に対して**支援**を実施

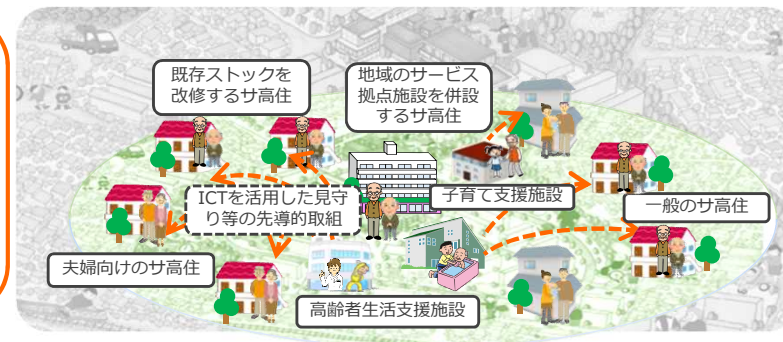
補助率：1/3 補助限度額：1,000万円/施設

対象施設：高齢者生活支援施設※、障害者福祉施設、子育て支援施設

事業の主な要件：①原則として住宅団地等の戸数が100戸以上であること

② 地方公共団体と連携して「スマートウェルネス計画」が定められていること

※新築の場合は、介護関連施設（デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所 等）、病院、診療所、訪問看護事業所を補助対象外とする。（平成30年度までに着手する事業は補助対象。）



③ スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

- 高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する**先導的な事業**として選定されるものに対して**支援**を実施

〔建設工事費〕補助率：新築 1/10、改修 2/3 〔技術の検証等に係る費用〕補助率：2/3

④ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

- 新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して**住宅確保要配慮者専用の住宅**とする場合の**改修費**に対して**支援**を実施

補助率：1/3 補助限度額：50万円/戸 等 対象工事：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事 等

海辺の環境教育の推進(海辺の自然学校)

造成した干潟や生物共生型港湾構造物等のみなどの良好な自然環境を活用して、地域のNPOや自治体、教育機関等と連携した「海辺の自然学校」を開催し、自然体験活動・環境教育の機会を提供する。
環境に配慮した港湾行政の取組や、港湾・海洋における環境保全の大切さに対する地域住民の理解の増進をはかる。

展開スキーム

国土交通省

- 港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効活用し干潟・藻場等を造成
- 海辺の自然体験プログラムの提供
- 多様な主体との連携

自治体・NPO等

- 市民参加の促進
- 総合学習(地域性のある)
- 地域の活性化
- NPOのネットワーク化
- 指導者養成

連携

- 企画立案
- 運営体制整備
- 広報・参加募集

「海辺の自然学校」

- ・NPO等に自然体験・環境活動のノウハウが蓄積され、主体的な自然体験活動等の実施が活発化
- ・地域住民が、良好な港湾環境形成に自ら積極的に参画する意識を醸成



港湾事務所内の施設「潮彩の渚」での生き物(あさり等)調査(神奈川県横浜港)



アマモの勉強会やカヤック乗船「海の勉強会(うみべん)」(青森県青森港)



浚渫土砂で造成した大島干潟での生物観察(山口県徳山下松港)



親水緑地と周辺の自然干潟を活用した「干潟フェスタ」(熊本県熊本港) No.18

広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業

事業概要

訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行う。

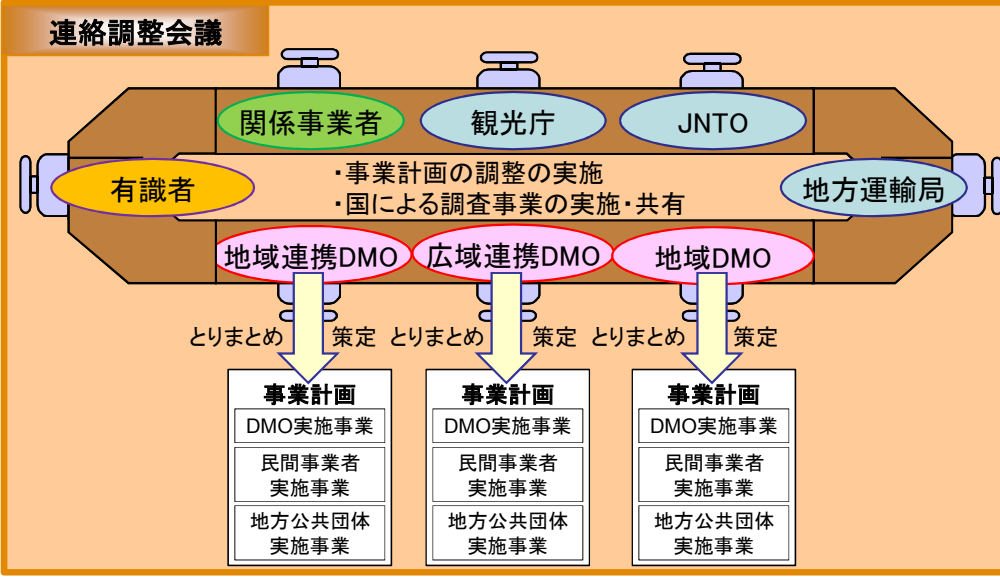
支援制度

・補助対象事業:

各DMO策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする以下の取組(ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る)

※DMO(観光地域づくりの舵取り役):Destination Management/Marketing Organization

- ①調査・計画策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③広域周遊観光促進のための環境整備
- ④情報発信・プロモーション



具体的な支援イメージ



定期的な戦略会議の開催



地域資源の魅力を活かした滞在プログラムを造成、提供



訪日外国人旅行者向け統一交通パスの販売



商談会の開催

・補助対象者:

事業計画に位置づけられた事業の実施主体
(訪日外国人旅行者のニーズに応える取組を行うDMO
その他民間事業者、地方公共団体)

・補助率:

定額(調査・計画策定)
事業費の1/2(滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション)